千葉県警察が発注した工事等の金額入り設計書等の写しの交付に関する要領の 制定について

平成30年10月15日例規(広)第33号

警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。 別添

千葉県警察が発注した工事等の金額入り設計書等の写しの交付に関する要領

1 趣旨

この要領は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第26条及び公安委員会及び警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱の制定について(平成14年例規(文)第33号。以下「要綱」という。)第7の1の趣旨に従って、千葉県警察が発注した工事及び業務委託(以下「工事等」という。)の金額入り設計書等の写しを県民等からの求めに応じて交付する場合の手続を定めるものとする。

2 交付の対象となる工事等

交付の対象となる工事等は、契約締結が完了したもの(議会の議決に付すべき契約 については、当該議決を経たもの。)とする。

3 交付する工事等の金額入り設計書等の範囲

交付する工事等の金額入り設計書等(以下「設計書等」という。)の範囲は、原則と して条例第8条各号による不開示情報に該当する部分を除いた範囲とする。

4 交付の申請

交付を受けようとする者は、工事等の金額入り設計書等の写しの交付申請書(別記様式。以下「交付申請書」という。)を総務部広報県民課情報公開・個人情報センター(以下「総合窓口」という。)に提出するものとする。

なお、提出方法は、総合窓口への持参、郵送又はファクシミリによるものとする。

5 交付の期限

交付の期限は、原則として交付申請書の受付を行ってから30日以内とする。

6 設計書等を交付する手続等

設計書等を交付する手続、費用の額及び徴収の方法については、要綱第4の8に準 ずるものとする。

工事等の金額入り設計書等の写しの交付申請書	
年 月 日	
千葉県警察本部長 様	
郵便番号	
住所	
氏 名	
連絡先電話番号() -	
「 法人その他の団体にあっては、主たる	-
事務所の所在地、名称及び代表者の氏	
担当者	_
(法人その他の団体の場合に記載してくださ)	,)
	0/
下記の工事等に係る金額入り設計書(※) の写しの交付を申請しる	= 寸
※ 本工事費内訳書等必要な情報を記載してください。	• 9
次 本工事負的が音等必要な情報を記載して、たさい。 記	
FL	
開札日 契約日 工事等件名(年度を明記すること。)	
□ 総合窓口(情報公開・個人情報センター)で受取 交付の方法	
□ 郵送希望	
注 写しは、原則として複写機による単色刷り(A3まで1枚10円)したものになります。	
注 写しは、原則として複写機による単色刷り(A3まで1枚10円)したものになります。 職員記入欄 担当所属	
注 写しは、原則として複写機による単色刷り(A3まで1枚10円)したものになります。	